

○江南丹羽環境管理組合職員の給与の支給等に関する規則

〔昭和 55 年 2 月 6 日〕
規 則 第 1 号

改正	昭和 57 年 3 月 31 日	規則第 1 号	平成 5 年 2 月 24 日	規則第 1 号
	昭和 59 年 3 月 30 日	規則第 2 号	平成 12 年 3 月 3 日	規則第 1 号
	昭和 61 年 3 月 31 日	規則第 1 号	平成 18 年 3 月 1 日	規則第 1 号
	平成元年 2 月 15 日	規則第 1 号	平成 23 年 4 月 1 日	規則第 1 号
	平成 2 年 2 月 22 日	規則第 1 号	平成 23 年 9 月 29 日	規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、江南丹羽環境管理組合の条例の準用に関する条例（昭和 50 年条例第 8 号）において準用する江南市職員の給与に関する条例（昭和 30 年江南市条例第 5 号。以下「江南市給与条例」という。）第 24 条の規定に基づき、職員の給与の支給等について、必要な事項を定めるものとする。

(特殊勤務手当)

第 2 条 江南市給与条例第 12 条第 2 項中別表第 3 の適用については、別表第 3 中「塵芥の収集作業」とあるのは「塵芥の焼却作業」と、「日額 800 円」とあるのは「1 勤務につき 800 円」と、備考中「日額により」とあるのは「1 勤務につき」と、「1 日において」とあるのは「1 勤務において」と、「当該日額」とあるのは「当該 1 勤務につき支給する額」と読み替えるものとする。

(その他の給与)

第 3 条 前条に定めるもののほか、職員の給与の支給等については、江南市職員の給与の支給等に関する規則（昭和 37 年江南市規則第 3 号）の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和 54 年 12 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 57 年 3 月 31 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 59 年 3 月 30 日規則第 2 号）

この規則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 61 年 3 月 31 日規則第 1 号）

この規則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 2 月 15 日規則第 1 号）

この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 年 2 月 22 日規則第 1 号）

この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 2 月 24 日規則第 1 号）

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 3 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 1 日規則第 1 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 4 月 1 日規則第 1 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 2 条の規定は、施行日以後に始期のある勤務について適用する。

附 則（平成 23 年 9 月 29 日規則第 4 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 2 条の規定は、施行日以後に始期のある勤務について適用し、施行日より前に始期のある勤務については、なお従前の例による。